

令和4年度

法務省事前評価実施結果報告書（要旨）

令和4年8月

法 務 省

目 次

1	法務省の政策体系	1
2	令和4年度事前評価実施結果報告書	
(1)	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言	
	犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究	6
(2)	施設の整備	
	広島拘置所新営工事	8
	広島法務総合研修寮(仮称)新営工事	9
	横浜法務総合庁舎新営工事	10

政策体系

基本政策

政策

施策

基本法制の維持及び整備

- 1 基本法制の維持及び整備（事前規制型社会から事後チェック・救済型社会への転換、社会経済構造の変革に対応した基本法制の維持及び整備を行う。）
 - (1) 社会経済情勢に対応した基本法制の整備（情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資するものとする。）
- 2 司法制度改革の成果の定着に向けた取組（社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、事前規制型社会から明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への転換を図り、自由かつ公正な社会を実現していくために、司法制度改革の成果の定着を図り、司法の機能を充実強化する。）
 - (1) 総合法律支援の充実強化（裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制整備の充実強化を図る。）
 - (2) 法曹養成制度の充実（高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。）
 - (3) 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化（国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。）
 - (4) 法教育の推進（国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。）
 - (5) 国際仲裁の活性化に向けた基盤整備（国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、施設整備、人材育成、広報・意識啓発等の基盤整備を推進する。）
- 3 法務に関する調査研究（内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の

整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を行う。)

- (1) 社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言(内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。)

法秩序の確立による安全・安心な社会の維持(犯罪被害者等のための施策を含む。)

- 4 再犯の防止等の推進(再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づく施策の推進を図る。)

- (1) 国と地方公共団体が連携した取組等の実施(再犯の防止等の推進に関する法律、再犯防止推進計画等に基づき、国と地方公共団体が連携した取組や、民間資金の活用等、新たな手法を活用した取組を実施する。)

- 5 検察権の適正迅速な行使(国家刑罰権の適正かつ迅速な実現により、社会の平和を保持し、個人及び公共の福祉を図る。)

- (1) 適正迅速な検察権の行使(刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を指揮監督するなどの権限を適正迅速に行使する。)
- (2) 検察権行使を支える事務の適正な運営(検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。)

- 6 矯正処遇の適正な実施(被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、適正な矯正処遇を実施する。)

- (1) 矯正施設の適正な保安警備及び処遇体制の整備(矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。)
- (2) 矯正施設における収容環境の維持及び適正な処遇の実施(被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。)
- (3) 矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施(職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。)

- 7 更生保護活動の適切な実施(犯罪をした者及び非行のある少年の社会内における改善更生等を図るとともに、犯罪の予防を目的とした国民の活動を促進する。)

- (1) 保護観察対象者等の改善更生等(保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。)
- (2) 医療観察対象者の社会復帰(心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促

進するため、医療観察対象者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。)

8 破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等（公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。）

9 破壊的団体等の規制処分の適正な審査・決定（公共の安全の確保に寄与するために行う破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関し適正な審査及び決定を行う。）

(1) 破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制処分の適正な審査・決定（破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制処分に関し、適正な審査及び決定を行う。）

国民の権利擁護

10 国民の財産や身分関係の保護（経済活動や社会活動に不可欠である財産上及び身分上の権利を適切に保全するための法制度を整備するとともに、円滑な運営を行う。）

(1) 登記事務の適正円滑な処理（不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理する。）

(2) 国籍・戸籍・供託・遺言書保管事務の適正円滑な処理（我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託・遺言書保管に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。）

(3) 債権管理回収業の審査監督（暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。）

11 人権の擁護（人権の擁護に関する施策を総合的に推進する。）

(1) 人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防（人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。）

国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理

12 国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理（国民個人の権利・利益と国の正当な利益との間における争訟に対して、統一に対処し適正な調和を図る。）

- (1) 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理（国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理する。）

出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備

13 出入国の公正な管理及び外国人との共生社会の実現に向けた環境整備（出入国在留管理行政を通じて国際協調と国際交流の増進を図るとともに、不法滞在者等を生まない社会を構築する。）

- (1) 円滑な出入国審査、不法滞在者等対策の推進及び外国人との共生社会の実現（我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等対策を推進する。また、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を行う。）

法務行政における国際化対応・国際協力

14 法務行政における国際化対応・国際協力（外国関係機関との連携等を通じて、法務行政の国際化や諸外国への協力を適切に対応する。）

- (1) 法務行政の国際化への対応（国際化する法務行政の円滑な運営を図る。）
- (2) 法務行政における国際協力の推進（国際連合その他国際機関等と緊密に連携・協力して行う世界各国の刑事司法実務家を対象とした国際研修等の活動や、アジア等の開発途上国を対象とした法制度整備支援等を通じて、世界各国に「法の支配」と良い統治（グッド・ガバナンス）を推進させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国や国際機関等に提供するなどの国際協力を推進する。）

法務行政全般の円滑かつ効率的な運営

15 法務行政全般の円滑かつ効率的な運営（説明責任の履行、透明性の確保、人的物的体制の整備確立等を通じて、法務行政を円滑かつ効率的に運営する。）

- (1) 法務行政に対する理解の促進（法務行政を国民に開かれた存在にし、その理解の促進を図る。）
- (2) 施設の整備（司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。）
- (3) 法務行政の情報化（国民の利便性、行政サービスの向上を図るため、法務行政手続の情報化を推進するとともに、法務省で運用する情報システムについて、政府全体で取り組んでいる業務・システムの最適化を図り、業務及び情報システムの効率化を推進する。）
- (4) 職員の多様性及び能力の確保（社会経済情勢の変動に適切に対応するため、職員の多様性を

確保し、能力の開発・向上を図る。)

令和 4 年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和 4 年 8 月

担当部局名：法務総合研究所総務企画部企画課

施 策 名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言（犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究）	政策体系上の位置付け 法務に関する調査研究 （ - 3 - (1) ）
事業の概要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。	
評価方式	事業評価方式	
政策評価の結果の概要	<p>本研究は、第 6 回犯罪被害実態（暗数）調査及び特定犯罪被害者調査を通じて、どのような犯罪が、実際どのくらい発生しているかという犯罪情勢を把握するとともに、特性に着目し、個々の犯罪被害者が置かれた状況等を分析することにより、犯罪被害の実態を解明し、有効かつ適切な被害防止及び被害者支援等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的としている。この目的の是非及び達成の見込みについて、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による評価を受けた。</p> <p>第 4 次犯罪被害者等基本計画において、法務省は、性犯罪被害者、障害者等の犯罪被害者の特性に応じた被害実態の調査・分析を実施する方向での検討も含め、犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査を実施することが求められているところ、本研究は、特性に応じた犯罪被害の実態を解明し、有効かつ適切な被害防止及び被害者支援等の施策の在り方を検討するための基礎資料を提供するものであるから、同省の重要な施策に密接に関連する研究である。暗数調査は、国連機関の指導の下で標準化された質問票を用いた 6 回目の調査であり、国際的な比較が可能である上、定期的な実施により初めて暗数等の経年比較が可能となること、第 5 回調査から 4 年が経過していることに加え、今般、上記基本計画が策定されるなど犯罪被害者の実態把握等が喫緊の課題となっている。特定犯罪被害者調査は、プライバシー性が極めて高い犯罪被害者について、刑事事件記録や判決書を活用して行うものであり、他の研究機関での代替研究は著しく困難である。以上から、本研究を早期に実施する必要は極めて高い。</p> <p>暗数調査の調査対象者は、適切に代表性を確保しつつ分析に十分な標本数が得られる見込みである。特定犯罪被害者調査については、精神保健福祉法第 5 条に規定する精神障害者という調査対象は広すぎる可能性があるものの、判決後の事情等の把握も含めた質的調査手法の検討と併せて、適切な調査対象が設定される見込みである。また、本研究は、刑事司法分野の実務家である法務省法務総合研究所の研究官が策定した調査計画に基づき、民間調査専門会社に委託して実施する暗数調査と、上記研究官等が刑事事件記録等を自ら調査する特定犯罪被害者調査を併せて行い、専門家の助言を得ながら各調査結果を分析するという、統計学的にも適切妥当な実施体制・手法に基づく。そして、調査専門業者への委託は、一般競争入札を経て行い、データの分析は、上記研究官等が既存の設備、備品等を用いて行うなど、費用の削減に努められている。以上から、本研究手法は、十分に合理的、効率的なものになると見込まれる。</p> <p>暗数調査と特定犯罪被害者調査の結果は、研究部報告や犯罪白書として公表され、刑事政策の立案担当者により基礎資料として活用されたり、刑事政策の研究により利用されるなど、多様な場面で有効に利用されることが見込まれる。</p> <p>上記のとおり、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価でき、研究評価検討委員会における評点の合計点は 70 点中 64 点であったことから、評価基準第 3 の 3 に基づき「大いに効果が見込まれる」と認められる。</p>	

関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
	犯罪被害者等基本計画	平成17年12月27日（閣議決定）	V - 第4 - 2 - (6)法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討
	第2次犯罪被害者等基本計画	平成23年3月25日（閣議決定）	V - 第4 - 2 - (5)法務省における「犯罪被害実態調査」の調査に関する検討
	第3次犯罪被害者等基本計画	平成28年4月1日（閣議決定）	施策番号212法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査
	第4次犯罪被害者等基本計画	令和3年3月30日（閣議決定）	施策番号230法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者等施策に関する調査の実施

令和4年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和4年8月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（広島拘置所新営工事）	政策体系上の位置付け																
		- 15 - (2)																
事業の概要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。																	
評価方式	事業評価方式																	
政策評価の結果の概要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。																	
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">評価の観点 (基準)</th> <th style="width: 20%;">事業計画の 必要性 (100点以上)</th> <th style="width: 20%;">事業計画の 合理性 (100点)</th> <th style="width: 20%;">事業計画の 効果 (100点以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: left;">広島拘置所</td> <td></td> <td>104点</td> <td>100点</td> <td>121点</td> </tr> </tbody> </table>				評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)	名称					広島拘置所		104点	100点	121点
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)														
名称																		
広島拘置所		104点	100点	121点														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）															
	-----	-----	-----															
	-----	-----	-----															

令和4年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和4年8月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（広島法務総合研修寮（仮称）新営工事）	政策体系上の位置付け - 15 - (2)													
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。														
評 価 方 式	事業評価方式														
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">評価の観点 (基準)</th> <th style="width: 15%;">事業計画の 必要性 (100点以上)</th> <th style="width: 15%;">事業計画の 合理性 (100点)</th> <th style="width: 30%;">事業計画の 効果 (100点以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>広島法務総合研修寮（仮称）</td> <td style="text-align: center;">103点</td> <td style="text-align: center;">100点</td> <td style="text-align: center;">121点</td> </tr> </tbody> </table>			評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)	名称				広島法務総合研修寮（仮称）	103点	100点	121点
評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)												
名称															
広島法務総合研修寮（仮称）	103点	100点	121点												
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）												
	-----	-----	-----												
	-----	-----	-----												

令和4年度政策評価書要旨

評価実施時期： 令和4年8月

担当部局名：大臣官房施設課

施 策 名	施設の整備（横浜法務総合庁舎新営工事）	政策体系上の位置付け - 15 - (2)															
事 業 の 概 要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について所要の整備、防災・減災対策を行う。																
評 価 方 式	事業評価方式																
政 策 評 価 の 結 果 の 概 要	事業計画の必要性、事業計画の合理性、事業計画の効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。																
	<table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 15%;">評価の観点 (基準)</th> <th style="width: 15%;">事業計画の 必要性 (100点以上)</th> <th style="width: 15%;">事業計画の 合理性 (100点)</th> <th style="width: 25%;">事業計画の 効果 (100点以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: left;">名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>横浜法務総合庁舎</td> <td></td> <td style="text-align: center;">106点</td> <td style="text-align: center;">100点</td> <td style="text-align: center;">121点</td> </tr> </tbody> </table>			評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)	名称					横浜法務総合庁舎		106点	100点	121点
	評価の観点 (基準)	事業計画の 必要性 (100点以上)	事業計画の 合理性 (100点)	事業計画の 効果 (100点以上)													
名称																	
横浜法務総合庁舎		106点	100点	121点													
関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）	施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）														
	-----	-----	-----														
	-----	-----	-----														